

社会的養護関係施設第三者評価
評価結果報告書

施設名 : 白鷺園母子生活支援施設
(母子生活支援施設)

評価実施期間 2017年 10月 16日 ～ 2018年 3月 31日

実地（訪問）調査日 2018年 1月 23～24日

2018年3月27日

特定非営利活動法人
播磨地域福祉サービス第三者評価機構

第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

①第三者評価機関名

播磨地域福祉サービス第三者評価機構

②評価調査者研修修了番号

SK15116
SK15206
S 15046

③施設の情報

名称：白鷺園母子生活支援施設	種別：母子生活支援施設	
代表者氏名：紺谷 宏志	定員（利用人数）：15世帯（13世帯32名）	
所在地：兵庫県		
TEL：	ホームページ：	
【施設の概要】		
開設年月日：昭和23年3月31日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 白鷺園		
職員数	常勤職員： 6名	非常勤職員 2名
専門職員	母子支援員 2名	嘱託医 1名
	少年指導員 1名	
	個別対応職員 1名	
施設・設備の概要	(居室数)	(設備等)
	個室 (15室)	・鉄骨3階建てと2階建て ・バスタイレ、家電などの設置 ・保育室、学習室、相談室など

④理念・基本方針

<p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 安心・安全に生活する場を提供します。 ◎ 利用者一人一人の課題を受け止め、一緒に課題に向き合います。 ◎ 母親と子どもを尊重し、最善の利益を考えます。 ◎ 自立に繋がることを目指した支援を行います。 ◎ 利用者、地域、関係機関との繋がりを大切にします。
--

⑤施設の特徴的な取組

- ・ 利用者の安全安心。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年10月16日（契約日）～ 平成30年3月27日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回（平成26年度）

⑦総評

◇特に評価の高い点

- **自立支援計画のもと、幅広い利用者の特性に応じた支援を組み立てています。**

自立支援計画は、日常生活能力向上、社会生活経験拡大、健康管理、就労支援、家族関係の各観点からの具体的なニーズを掲げ、母子支援員と少年指導員等との連携のもと、施設長が中心となって、カンファレンスを通じて、利用者一人ひとりの状況に合わせた支援にあたっています。

- **母親や子どもの意見や要望を聞く機会を設け、コミュニケーションを大切にした支援が行われています。**

定例会や児童会、母親懇談会など、日常的に利用者の希望を聞く機会を設けることで、定期的に利用者の意見や要望を汲み取り、利用者一人ひとりのペースに合わせた支援につなげています。具体的には、施設から出かける時や帰った時には、必ず声掛けを行うことで、日々の様子をうかがい、児童会や権利ノートの配布を通して、子どもの権利意識の向上に努めていくことで、コミュニケーションにもとづいた支援が図られています。

◇改善を求められる点

- **今後の事業運営を具体的に示した中・長期事業計画を策定していくことが課題です。**

社会の情勢や利用者のニーズに対応するためには、中・長期的な視点に立って、実施する福祉サービスの内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等を具体的に示した事業計画を策定していくことが重要です。その中でも特に多様化する入所者への対処や心理的なケアの充実など、中・長期的ビジョンのもとで計画的に取り組むことが重要です。

- **専門性にもとづいた具体的な支援プログラムを明確にしていくことを望みます。**

各場面において、母親や子どもの状況に応じた個別支援が行われており、個々には、自立に向けた多様な支援が提供されていますが、個々の取組にとどまり施設全体の仕組みには位置づけられていません。今後は、自立支援について統一すべき支援を整理され、就労支援をはじめ、心理的ケアや社会生活スキル向上の支援についてプログラム化するなど、より明確にしていく取組が望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の受審では2回目ということもあり、前回より落ち着いて受審できたと思います。施設の健康診断をしていただいたような気がします。a 評価は維持し、b 評価は課題をクリアして行き、c 評価については、今後しっかりと取り組めるよう努力をしていきたい。若いては、職員の支援力の向上とより良い施設運営への意識を高めて行きたいと改めて確認させていただきました。有難うございました。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 28 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）にもとづいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント> 理念・基本方針は、パンフレットや利用規則に記載されており、事務所にも掲示されています。施設内での定期的な周知はもうけられていませんが、利用開始時や見学時に、利用規則などをもとに説明しています。また、社会福祉施設連盟の研修で、理念について共有再認識されていることがうかがえました。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> 兵庫県母子生活支援施設協議会の会議が年 6 回あり、DV ネットワーク会議、DV 母子基本計画策定委員会にも参加しているため、市内や県内の動向、県内施設の状況等について十分に把握、分析されており、法人内で、これらの資料を理事会に提出し、課題や現状の共有が図られています。		

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p><コメント></p> <p>課題や現状についての分析は行われており、理事会への報告等共有はなされていますが、課題についての具体的な取組を明確にするには至っていません。</p> <p>利用率の低下については、措置施設であるため、経営課題として認識されていますが、積極的営業で自ら契約を確保することは出来ないため、施設自体の質の向上、すなわち「ここに任せたら大丈夫」と言ってもらえる支援を意識しているとのことでした。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
<p><コメント></p> <p>施設単独での中・長期計画は、施設の性質上、策定が難しいことはうかがえますが、法人全体として、社会福祉への取組や人材育成など、中・長期的な指針を設けることは必要であり、今後の取組に期待します。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>現在の事業計画は、行事計画が主体となっており、一部、研修計画などは含まれているものの、事業全体の計画とは言いがたいと思われます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>事業計画は、行事計画が主体となっているため、事業としての評価検討に該当する部分が確認できませんでした。今後は、行事計画主体にとどまらず、事業の内容についても職員参画で計画し、年度途中での評価見直しなど、事業計画を策定する仕組みの形成が望まれます。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>定期的に行われる会合等で、母親と子どもに、行事を中心に計画が周知されています。今後は、事業計画の周知に関して、分かりやすい工夫が望まれます。</p>		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p><コメント></p> <p>自己評価への取組は確認できましたが、PDCAサイクルの形成や、評価体制については、具体的な内容が確認できませんでした。今後は、自己評価や第三者評価を活用していく仕組みの構築が望まれます。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>評価から出てきた課題は把握され、共有がなされていますが、すぐに具現化が困難な部分もあり、改善策や改善計画の策定には至っていません。今後は、出来るところから、質の向上への取組に向けた改善策の策定が望まれます。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p><コメント></p> <p>施設長は、会議等において、口頭で指針と取組を明確に表明していますが、広報誌等への掲載には至っていません。また、管理者不在時の規定はありますが、具体的な役職等での指定には至っていません。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>各種規定等にもとづき、適正な関係保持が図られています。法令遵守へ特化した取組は確認できませんでしたが、必要に応じて法令に関する周知を積極的に取り組まれています。</p>		

II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>定期的な仕組みには至っていませんが、その都度、朝礼等で課題が発見された場合に話し合い、具体的な対応がなされています。また、全国母子生活支援施設協議会、兵庫県母子生活支援施設協議会等、同職種別の研修等に参加し、信頼関係の構築や信頼関係の向上に向けた姿勢や取組を行っています。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>問題に対しては、職種にこだわらず、職員全体で話し合い、取組や方策を検討しています。</p> <p>少人数なので、ほぼ、全職員での話し合いや検討になっており、常に課題や問題の共有が図られています。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>法人としての理念と考え方が、人材確保と育成についても反映されており、個別対応職員の加算配置など福祉にふさわしい人材の確保と育成に努めています。今後は、人事に関する計画の策定が望まれます。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>法人理念に期待する職員像が明記されていますが、具体的な人事基準、人事基準にもとづく評価の仕組み等は確認できませんでした。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>職員個々の事情を把握した上、配慮された勤務体制ができるよう取り組んでいます。また、県や市の共済制度に加入しており、年1回法人全体で職員旅行を行うなど、総合的な福利厚生に努めています。</p>		

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
<p><コメント></p> <p>年度初めに職員個々から、自分の目標や受けた研修などの聞き取りを行い、それに沿った取組が行われていますが、体系的な人材育成の仕組みの構築には至っていません。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>年度初めの個々の職員からの聞き取りと、兵庫県母子生活支援施設協議会等の研修計画などから、事業計画書に、研修計画が明記されています。</p> <p>今後は、基本方針や計画の中への、必要とされる専門技術や専門資格の明示が望まれます。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p><コメント></p> <p>職員個々の現状把握は、施設長によりなされ、外部研修の情報を共有し、職員個々が参加できるように計画されています。</p> <p>今後は、法人全体として、各職員個別のスキルや研修履歴資格等を一元管理できるような仕組みの構築が望まれます。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>実習にあたっての受入れマニュアルを整備し、実習生を積極的に受入れています。</p> <p>今後は、専門職種プログラムの形成とともに、実習期間中の継続的な連携を維持していくための工夫が望まれます。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>法人としての情報の公表の取組はうかがえましたが、施設としての公表事例は確認できません。施設の特性から困難な部分もうかがえますが、法人として、基本方針やビジョン、理念等を情報公開していく取組が期待されます。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>施設運営に関する規則やルールは、法人規定により定められ、職員に周知されています。また、外部の会計士による施設内監査、法人の幹事による内部監査が年1回実施されています。今後は、監査結果を日常的な取組に反映させていくことが望まれます。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 母親と子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>施設の特性上、利用者と地域の関わりに困難があることがうかがえますが、母親や子どもの体調変化や急な事情など、ニーズに合わせた買い物・通院・通学の支援が行われています。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
<p><コメント></p> <p>施設の特性上、無差別にボランティアを受入れることは困難であり、ボランティアの活用には至っていません。現在、学校や法人に関わりのある方などから、可能な範囲でお願いできる所を模索中とのことです。</p>		

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p><コメント></p> <p>保護と生活・自立への移行を行う施設として、地域の関係機関・団体・必要な社会資源等をリスト化し、共有されています。</p> <p>地域の関係機関・団体との連絡等は密に行われていますが、共通の地域課題・問題の解決に向けた具体的取組には至っていません。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	b
<p><コメント></p> <p>施設の特性から、施設を解放するという取組は困難ですが、施設のもつ専門性を、法人行事や法人として地域へ還元する事業等に活かす取組に期待します。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>行政等と様々な関わりはうかがえますので、法人として、地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動への展開が期待されます。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>母親と子どもを尊重した支援については、全国母子生活支援施設協議会倫理要領にもとづいて運営理念や支援マニュアルに明記し、徹底が図られています。</p> <p>今後は、基本的人権等について研修を実施し、職員への理解を深めていくことが期待されます。</p>		

29	Ⅲ-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援提供が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>各居室は完全に独立しており、ネームプレートなどプライバシーに配慮した、設備等の工夫が行われており、毎月の定例会で母親と子どもに権利擁護に関する取組を周知されています。</p> <p>今後は、プライバシーや虐待についてのマニュアルを整備し、さらに権利擁護に関する取組を明確にしていくことが望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p><コメント></p> <p>施設の特性上、積極的な情報提供は困難ですが、施設利用に必要な情報は整備され、見学等を通じて丁寧な説明や情報提供がなされています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <p>支援の開始にあたっては、利用規則やサービスメニューを提示し、丁寧な説明が行われています。</p> <p>今後は、外国籍や障害のある方など意思決定が困難な方への配慮について、明確にしていくことが期待されます。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>退所する母子については、チェックリストを活用し、円滑な移行が行われるよう配慮されていることがうかがえます。</p> <p>今後は、退所に関する窓口や引き継ぎ文書の整備により、さらに明確にしていくことが望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>定例会や児童会、母親懇談会にて意向や希望を聴取し、それにもとづいて具体的な改善が行われています。</p> <p>今後は、定期的な利用者満足度調査の実施などを通じて、施設での支援の満足度を明確にしていくことが期待されます。</p>		

Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <p>法人内において苦情解決への仕組みを整備され、その体制を掲示して周知しています。また、苦情があった際には、その対応について記録され、改善が図られていることがうかがえました。</p> <p>今後は、さらに苦情が申し出しやすいような工夫が期待されます。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	b
<p><コメント></p> <p>必要に応じてプライバシーに配慮した母親と子どもが相談しやすい工夫が行われています。</p> <p>今後は、利用可能な相談先を明示することによって、さらに相談しやすい環境を整備していくことが望まれます。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>帰園の際には積極的に声をかけるなど、日常的に相談や意見が述べやすい機会を作り、相談があった場合には、その経過を逐次報告していることがうかがえました。</p> <p>今後は、相談や意見への対応についてマニュアル化を図ることで、更に組織的な対応を明確にしていくことが望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>施設長を責任者として兵庫県母子生活支援施設協議会のマニュアルを活用し、安心・安全な対応が図られおり、その内容は事故・ヒヤリハット報告として記録されています。</p> <p>今後は、事故報告やヒヤリハットからの情報を分析し、対応を検討するなど、危険予知の視点から安全を確保していく取組が望まれます。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>感染症に関する研修に参加し、兵庫県母子生活支援施設協議会のマニュアルをベースに感染症対策に取り組んでいます。</p> <p>今後は、感染症情報を提供するなど、母子と協働した研修や対策が期待されます。</p>		

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>防災マニュアルにより、非常持ち出し袋や災害時の備蓄を整備し、災害時の対応体制が定められています。</p> <p>今後は、母子が在園していない時の安否確認の方法を明確にしていくことが望まれます。</p>		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	b
<p><コメント></p> <p>各業務別に、支援の手順書が作成され、支援の標準化が図られています。</p> <p>今後は、支援メニュー毎の実施方法を明文化されるとともに、その周知や活用の方法を明確にしていくことが望まれます。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
<p><コメント></p> <p>支援マニュアルの定期的な見直しを行うことで、施設として一貫性のあるスタンダードな支援を確立していくことが必要と思われます。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な支援実施計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>母子支援員と少年指導員等との連携のもと、施設長が中心となって、詳細なアセスメントを通じて導き出されたニーズを明示し、自立支援計画が策定されています。</p> <p>今後は、支援計画について母子の同意を明確にしていくことが期待されます。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に支援実施計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>日常的な経過記録や母子懇談会の内容をもとに、年3回自立支援計画が見直されています。また、緊急時には利用者との面談を行い、暫定的な行動計画を作成し、退所に至った事例がうかがえました。</p> <p>今後は、本人の同意を明確にしていくことが課題です。</p>		

Ⅲ-2-(3) 支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
<p><コメント></p> <p>利用者の変化については個別に経過記録を作成し、毎日の朝礼を通じて情報が共有されています。</p> <p>今後は、支援計画の目標に対する成果を明確にしていくための記録を充実させていくことが期待されます。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><コメント></p> <p>個人情報取扱事務概要説明書を作成し、それにもとづいて、個人情報の取り扱いに留意していることがうかがえます。</p> <p>今後は、利用者に関する記録を管理していくためのルールを明確に規定し、周知していくことが必要と思われます。</p>		

内容評価基準（28 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>理念や倫理要領に母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを明記し、朝礼等で日々、支援の振り返りが行われています。また、職員全体で、受容的・支持的なかかわりを大切に支援されていることがうかがえました。</p> <p>今後は、内部での研修等を通じて、職員の共通理解が深められていくことに期待します。</p>		
A-1-(2) 権利侵害への対応		
A②	A-1-(2)-① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	b
<p><コメント></p> <p>研修や話し合いを通じて、職員による不適切な関わりを行わないための支援技術を習得しています。規定の見直し等を含め、現在、整備をすすめている途中とのことです。</p>		
A③	A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や母親と子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	b
<p><コメント></p> <p>施設から出かけたり帰った時には、声掛けを行うことで日々の様子をうかがい、母親懇談会や定例会において、不適切な行為のサインを見逃さないように留意しています。</p> <p>今後は、合同の勉強会など、母親との共通理解を深める取組に期待します。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 母親と子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>子どもへのご褒美を用意することで、日々子どもと接する機会を作り、日々の様子をうかがっています。また、児童会や権利ノートの配布を通して、子どもの権利意識の向上に努めています。</p> <p>今後は、子どもの権利侵害の早期発見の取組について、より具体化されることが期待されます。</p>		

A-1-(3) 思想や信教の自由の保障		
A⑤	A-1-(3)-① 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	a
<p><コメント></p> <p>施設母体が宗教系の法人ですが、利用者規則にて宗教の自由を明文化し、思想や信教の自由を保障しています。</p>		
A-1-(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
A⑥	A-1-(4)-① 母親や母親と子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>児童会の活動を通じて、子どもの意見を取り入れるとともに、子どもたちのみでの外出や行事を通じて子どもの主体性を育てていることがうかがえました。</p> <p>今後は、母親の主体的な活動を支援していく具体的な取組が望まれます。</p>		
A-1-(5) 主体性を尊重した日常生活		
A⑦	A-1-(5)-① 日常生活への支援は、母親や母親と子どもの主体性を尊重して行っている。	b
<p><コメント></p> <p>支援計画のアセスメント等を通じて、母親と子ども一人ひとりの強みや主体性を見出し、それにもとづいた支援が行われていることがうかがえます。</p> <p>今後は、自己肯定感の回復や、エンパワメントにもとづいたプログラムを明確にしていくことが望まれます。</p>		
A⑧	A-1-(5)-② 行事などのプログラムは、母親や母親と子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a
<p><コメント></p> <p>行事等については事前に協議し、時間や曜日の配慮や子供の見守り支援など、母親や子どもが参画しやすいような工夫がうかがえました。</p> <p>今後は、取組の評価を明確にしていくことを期待します。</p>		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑨	A-1-(6)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>障害のある子どもなど、必要に応じて退所先の関係機関と調整を行い、継続的に相談に乗っていますが、退所後の支援体制は構築されていません。</p>		

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑩	A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>母親に対する個別課題には対応していますが、子どもに対する課題を明確にして計画的に取り組む姿勢が望まれます。</p>		
A-2-(2) 入所初期の支援		
A⑪	A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントにもとづき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>信頼関係を作りながらニーズに応じ、不安を持たないで生活できるように取り組んでいます。</p> <p>今後は、プライバシーに関する点でのさらなる検討が必要です。</p>		
A-2-(3) 母親への日常生活支援		
A⑫	A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>母親の状況に応じた支援の提供がされていることがうかがえました。</p>		
A⑬	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、母親と子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>虐待に至らないように支援者が配慮しています。転校時には施設が学校に挨拶に行くなどの対応も行われています。</p>		
A⑭	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>安定した気持ちで生活できるように支援し、施設内の母親同士の関係づくりにも配慮していることがうかがえました。</p>		

A-2-(4) 母親と子どもへの支援		
A⑮	A-2-(4)-① 健やかな母親と子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	b
<p>保育所が利用できない子どもに保育の提供はありますが、放課後のプログラムが確立されていません。</p> <p>今後は、健やかな子どもの成長のために、放課後などのプログラムの検討が期待されます。</p>		
A⑯	A-2-(4)-② 母親と子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>進路などに関する相談支援や宿題等への促しなどが行われていることがうかがえました。今後は、学習などへの動機づけの支援に期待します。</p>		
A⑰	A-2-(4)-③ 母親と子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、母親と子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	b
<p><コメント></p> <p>心地よい関係を作る取組や、良い大人の見本になるように支援者が関わっています。</p> <p>コミュニケーションスキルを高める専門的な取組や、ボランティア等の受入れが少ないため、多様な大人との関わりが出来るような取組が必要と思われれます。</p>		
A⑱	A-2-(4)-④ 母親と子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	c
<p><コメント></p> <p>性に関する具体的な取組は確認できませんでした。今後は、正しい性の知識を持ち、命の大切さなどが認識できる具体的な取組に期待します。</p>		
A-2-(5) DV被害からの回避・回復		
A⑲	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	b
<p><コメント></p> <p>施設長が中心となって携帯電話を24時間所持し、非常事態発生対応マニュアルや防災マニュアルの中に緊急対応のフローチャートを定め、対応しています。</p> <p>今後は、夜間の職員配置の充実など、安心して利用できる体制について検討が必要と思われれます。</p>		

A ⑳	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法にもとづく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>弁護士に相談したり、措置変更等の対応をすることもあり、適切な支援提供がなされています。</p>		
A ㉑	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a
<p><コメント></p> <p>施設で安定的な生活（普通の生活を送ること）を前提に取り組んでいます。また、心療内科の受診や弁護士の紹介等の支援がうかがえました。</p> <p>今後は、自助グループの育成など専門的な支援が期待されます。</p>		
A-2-(6) 母親と子どもの虐待状況への対応		
A ㉒	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a
<p><コメント></p> <p>個別面談を行い、気持ちを話せる時間を大切に作っています。また、カウンセラー等の専門的なケアについても取り組まれていることがうかがえました。</p>		
A-2-(7) 家族関係への支援		
A ㉓	A-2-(6)-② 母親と子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>児童相談所への通報をはじめ、連携や相談を行っている事例をうかがえました。</p> <p>今後は、心理判定など、言葉にならない面での理解をはじめ、権利擁護を図る具体的な取組が望まれます。</p>		
A ㉔	A-2-(7)-① 母親や母親と子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>話しやすい環境を作り、悩みや相談がいつでもできるように取り組んでいます。</p>		
A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、母親と子どもへの支援		
A ㉕	A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	b
<p><コメント></p> <p>精神疾患に関しては、服薬管理や通院同行を行っています。</p> <p>今後は、具体的な連携や支援機関を明確にしていくことが望まれます。</p>		

A-2-(9) 就労支援		
A②⑥	A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>就労支援機関との連携や同行など、就職に関する支援が行われています。平日の補完保育の支援はうかがえますが、休日の補完保育の提供はされていません。</p>		
A②⑦	A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	c
<p><コメント></p> <p>職場に住所を伝えられない状況などがあり、施設からの職場訪問などは実施していません。福祉事務所などからの依頼があれば、就労困難な母親の受入れは検討していくとのことでした。</p>		
A-2-(10) スーパービジョン体制		
A②⑧	A-2-(10)-① スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	c
<p><コメント></p> <p>現在は、具体的な取組が確認できませんでした。今後は、外部の専門家や法人内でのスーパービジョンの仕組みの確立が期待されます。</p>		

